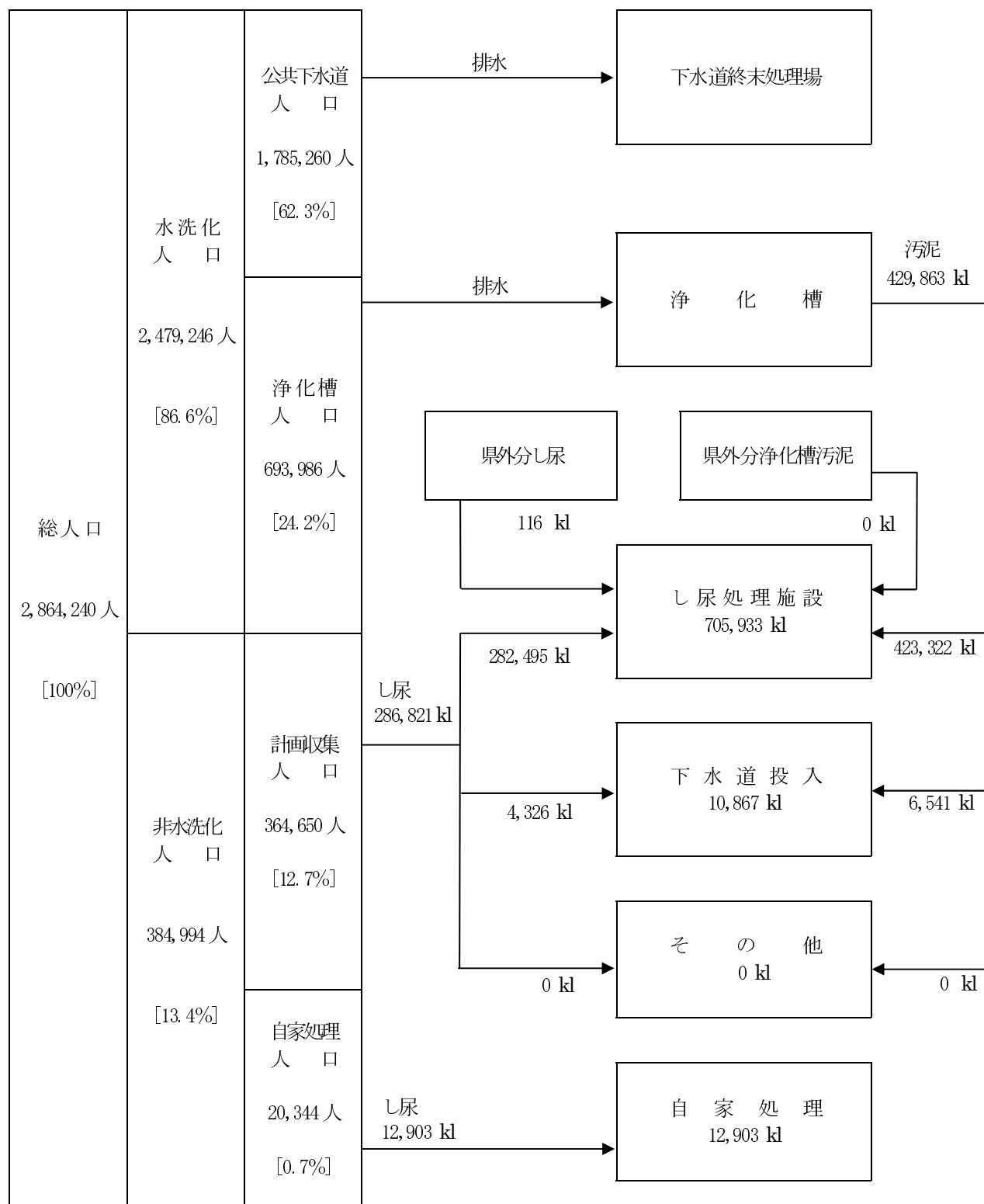


Ⅲ し 尿

1 概要

平成20年度におけるし尿処理及び浄化槽汚泥処理の概要は、図3-1のとおりである。



- (注) 1 浄化槽人口にはコミュニティプラント人口 (953 人) を含む。
- 2 県外分とは、山口県和木町からの受託分である。
- 3 「その他」とは、し尿処理施設又は下水道投入以外の処理をいい、農地還元を含む。

図3-1 し尿処理及び浄化槽汚泥処理の概要

2 処理人口

(1) 処理人口の推移

し尿処理人口の推移は、表3-1及び図3-2のとおりである。計画収集人口の見直し等に伴い、自家処理人口は減少傾向にある。

市町別の水洗化人口及び非水洗化人口は、IV資料編の資料一表1-4に示すとおりである。

表3-1 し尿処理人口の推移

(単位：人)

区 分 年 度	計 画 処 理 区 域 人 口						合 計
	水 洗 化 人 口			非 水 洗 化 人 口			
	下 水 道 人 口	浄 化 槽 人 口	小 計	計 画 収 集 人 口	自 家 処 理 人 口	小 計	
16	1,660,926	730,020	2,390,946	422,168	64,266	486,434	2,877,380
17	1,694,529	708,487	2,403,016	433,954	38,396	472,350	2,875,366
18	1,727,912	702,308	2,430,220	409,865	32,299	442,164	2,872,384
19	1,762,068	693,868	2,455,936	385,551	27,512	413,063	2,868,999
20	1,785,260	693,986	2,479,246	364,650	20,344	384,994	2,864,240
全国 (19年度)	84,982,403	30,198,736	115,181,139	12,120,670	185,172	12,305,842	127,486,981

(注) 水洗化人口について

下水道人口とは、実際に下水道に接続してし尿等を処理している人口、浄化槽人口とは、浄化槽（合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、農業集落排水処理施設等）を利用してし尿等を処理している人口、水洗化人口とは両者を合わせた人口である。なお、浄化槽人口には、コミュニティ・プラント処理人口を含む。

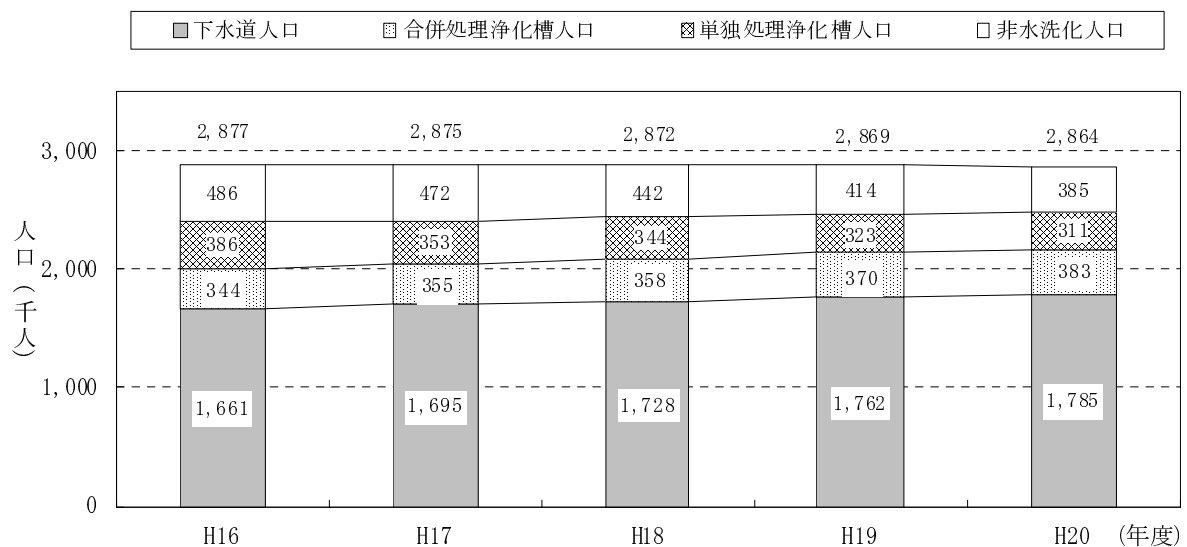


図3-2 し尿処理人口の推移

(2) 水洗化率及び非水洗化率

水洗化率及び非水洗化率の推移は、表3-2及び図3-3のとおりである。下水道及び浄化槽の普及により水洗化率は年々増加している。

表3-2 水洗化率及び非水洗化率の推移

(単位：%)

区分 年度	水洗化率			非水洗化率		
	下水道 水洗化率	浄化槽 水洗化率	小計	計画収集率	自家処理率	小計
16	57.7	25.4	83.1	14.7	2.2	16.9
17	58.9	24.6	83.6	15.1	1.3	16.4
18	60.2	24.5	84.6	14.3	1.1	15.4
19	61.4	24.2	85.6	13.4	1.0	14.4
20	62.3	24.2	86.6	12.7	0.7	13.4
全国 (19年度)	66.7	23.7	90.3	9.5	0.1	9.7

(注) 1 水洗化率・非水洗化率は、表3-1に示した各区分の人口の総人口に対する割合である。
2 端数処理のため小計が合わない場合がある。

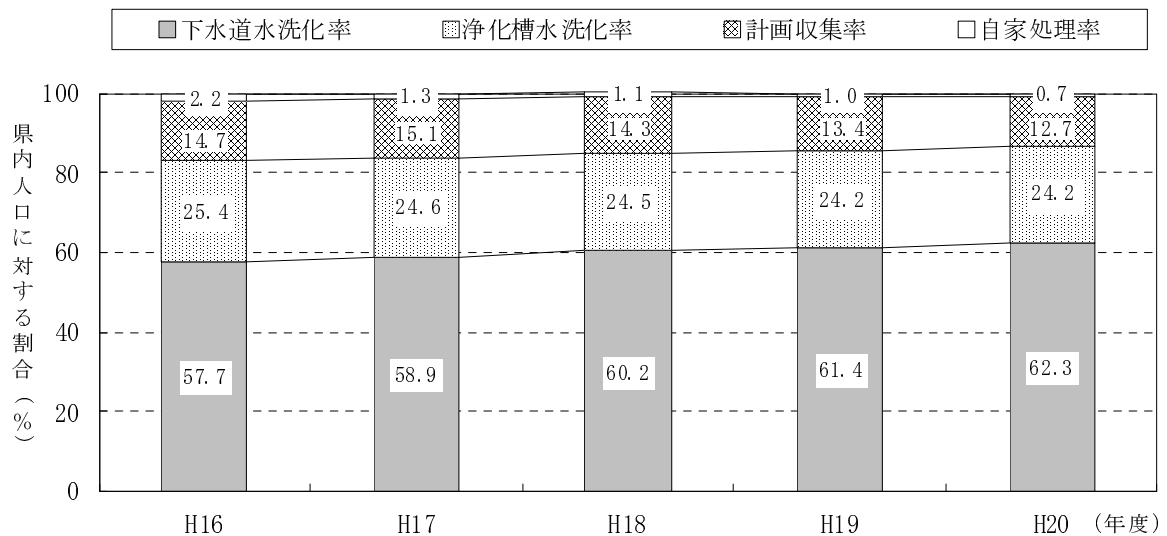


図3-3 し尿水洗化率の推移

3 収集量及び処理量

(1) 収集量

し尿及び浄化槽汚泥の収集量形態別収集量の推移は、表3-3のとおりである。

平成20年度における年間総収集量は、し尿が286,821kl（平均1日約786kl）、浄化槽汚泥が429,863kl（平均1日約1,178kl）で、合計は716,684klである。

し尿収集量については、下水道及び浄化槽の普及により年々減少する傾向にある。

一方、浄化槽汚泥については、新規設置及び合併浄化槽への転換による増加要因と、下水道への転換による減少要因があり、収集量自体は、わずかに増加傾向である。

なお、収集形態別にみると、し尿、浄化槽汚泥とも、許可業者による収集が主に行われている。

表3-3 し尿及び浄化槽汚泥の収集形態別収集量の推移

(単位：kl/年)

年度	区分	直 営	委 託	許 可	総収集量
16	し 尿	29,468	68,536	258,883	356,887
	浄化槽汚泥	0	4,955	405,410	410,365
	計	29,468	73,491	664,293	767,252
17	し 尿	28,314	62,672	244,226	335,212
	浄化槽汚泥	0	7,436	405,426	412,862
	計	28,314	70,108	649,652	748,074
18	し 尿	26,552	57,456	236,989	320,997
	浄化槽汚泥	0	6,536	407,683	414,219
	計	26,552	63,992	644,672	735,216
19	し 尿	16,569	53,358	229,627	299,554
	浄化槽汚泥	0	13,582	407,425	421,007
	計	16,569	66,940	637,052	720,561
20	し 尿	16,340	50,777	219,704	286,821
	浄化槽汚泥	0	4,121	425,742	429,863
	計	16,340	54,898	645,446	716,684

(注) 数値には県外分を含んでいない。

(2) 1人1日当たり排出量

し尿及び浄化槽汚泥の排出量の1人1日当たりの推移は、表3-4のとおりである。

浄化槽汚泥の1人1日当たりの排出量は増加する傾向にあり、合併処理浄化槽の普及などが要因と考えられる。

表3-4 し尿及び浄化槽汚泥の1人1日当たりの排出量の推移

(単位：リットル/人・日)

年度 区分	16	17	18	19	20	全国平均 (平成19年度)
し尿	2.31	2.12	2.15	2.12	2.15	2.24
浄化槽汚泥	1.54	1.60	1.62	1.66	1.70	1.36
平均	1.93	1.86	1.89	1.89	1.93	1.80

(注) 1 し尿1人1日当たりの排出量(リットル/人・日) = (し尿収集量) / (非水洗化計画収集人口・365又は366日)

2 浄化槽汚泥1人1日当たりの排出量(リットル/人・日) = (浄化槽汚泥収集量) / (水洗化浄化槽人口・365又は366日)

(3) 処理量

し尿及び浄化槽汚泥の処理量は、県外からの受託分を含み286,937kl及び429,863klとなる(図3-1参照)。これらの形態別処理量の推移は、表3-5のとおりである。し尿及び浄化槽汚泥ともに、ほとんどがし尿処理施設で処理されている。

表3-5 し尿及び浄化槽汚泥の形態別処理量の推移

(単位：kl/年)

年度 区分	16	17	18	19	20	
し尿	し尿処理施設	347,978	327,056	314,442	293,818	282,611
	下水道投入	9,024	8,224	6,645	6,123	4,326
	その他	0	0	0	0	0
	小計	357,002	335,280	321,087	299,941	286,937
浄化槽汚泥	し尿処理施設	395,070	398,691	400,774	417,934	423,322
	下水道投入	15,412	14,347	13,814	3,172	6,541
	その他	187	172	0	0	0
	小計	410,669	413,210	414,588	421,106	429,863
計	し尿処理施設	743,048	725,747	715,216	711,752	705,933
	下水道投入	24,436	22,571	20,459	9,295	10,867
	その他	187	172	0	0	0
	小計	767,671	748,490	735,675	721,047	716,800

(注) 1 数値は県外からの受託分の処理量を含む。

2 「その他」とは、し尿処理施設又は下水道投入以外の処理をいい、農地還元を含む。

(4) 自家処理量

本県における自家処理量の推移は、表3-6のとおりである。

市町村合併に伴い収集処理体制の見直しが図られたことなどにより、自家処理量は大幅に減少している。

表3-6 自家処理量の推移

(単位：kl/年)

区 分 \ 年 度	16	17	18	19	20
し 尿	45,898	25,291	16,298	14,645	12,903
浄化槽汚泥	423	0	0	0	0
合 計	46,321	25,291	16,298	14,645	12,903

市町別のし尿及び浄化槽汚泥の収集形態別収集量・手数料・形態別処理量及び自家処理量は、IV資料編の資料一表17に示すとおりである。

4 処理施設の整備状況と処理実績

(1) 整備状況

本県には、し尿処理施設が36施設ある。また、コミュニティプラントは2施設ある。し尿処理施設及びコミュニティプラントの位置図は、図3-4のとおりである。

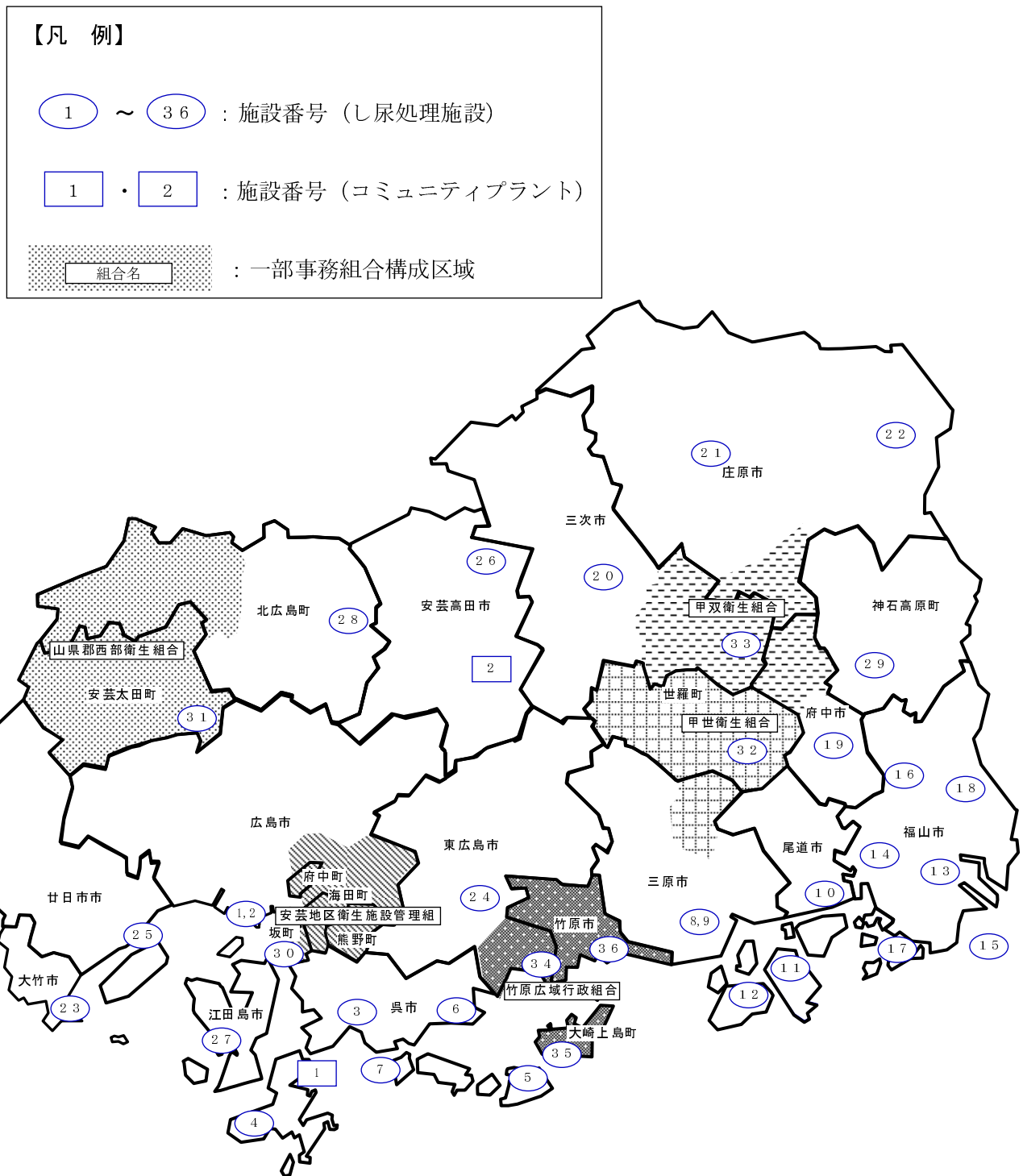


図3-4 し尿処理施設の位置図
(平成20年度末現在)

(2) 処理実績

本県におけるし尿処理施設及びコミュニティプラントの処理実績等の一覧表は表3-7、表3-8のとおりである。

表 3-7 し尿処理施設及び処理実績等一覧表

施設番号	市町事務組合名	所在地	施設名	使用開始年度	処理対象	
					し尿	汚泥
1	広島市	広島市南区出島二丁目22-8	広島市出島処理場浄化槽汚泥処理施設	1990		○
2	広島市	広島市南区出島二丁目22-8	広島市出島処理場し尿処理施設	1983	○	
3	呉市	呉市多賀谷三丁目9-1	呉市東部処理場	1974	○	○
4	呉市	呉市倉橋町4818	長門園	1991	○	○
5	呉市	呉市豊町大長6333	芸予環境衛生センターし尿処理施設	1995	○	○
6	呉市	呉市安浦町安登東小島	安浦処理場	1978	○	○
7	呉市	呉市下蒲刈町立石1149-2	下蒲刈処理場	1978	○	○
8	三原市	三原市沼田東町七宝248-1	三原市浄化場	1967	○	○
9	三原市	三原市沼田東町七宝248-1	三原市浄化場	1977	○	○
10	尾道市	尾道市東尾道19-5	おのみち地区し尿処理場	1996	○	○
11	尾道市	尾道市重井町5292-2	因島クリーンセンター	1989	○	○
12	尾道市	尾道市瀬戸田町名荷2246-2	尾道市瀬戸田汚泥再生処理センター	2001	○	○
13	福山市	福山市新浜町二丁目3-1	福山市新浜処理場	1969	○	○
14	福山市	福山市松永町七丁目2-31	福山市西部衛生センター	1978	○	○
15	福山市	福山市走島町道閑11	福山市走島し尿処理場	1977	○	○
16	福山市	福山市新市町相方80	福山市新市し尿処理場	1977	○	○
17	福山市	福山市内海町岩谷2540	福山市内海し尿処理場	1993	○	○
18	福山市	福山市神辺町川南81-1	福山市深品し尿処理場	1981	○	○
19	府中市	府中市中須町1541-1	府中市環境センター	1983	○	○
20	三次市	三次市日下町504-2	三次市錦水園	1974	○	○
21	庄原市	庄原市掛田町111-3	庄原市備北衛生センター	2000	○	○
22	庄原市	庄原市東城町久代6671-2	庄原市東城クリーンセンターし尿処理施設	1985	○	○
23	大竹市	大竹市東栄三丁目4	大竹市し尿前処理施設	2005	○	○
24	東広島市	東広島市西条町上三永766-1	賀茂環境衛生センター	1985	○	○
25	廿日市市	廿日市市木材港南12-8	廿日市衛生センター	2000	○	○
26	安芸高田市	安芸高田市高宮町舟木1996-2	安芸高田清流園	1978	○	○
27	江田島市	江田島市能美町鹿川	江田島市浄化センター	1975	○	○
28	北広島町	北広島町川井字大横ヶ平1140-14	北広島町緑清苑	1977	○	○
29	神石高原町	神石高原町小島223	神石郡し尿処理場	1979	○	○
30	安芸地区	坂町1322-11	安芸衛生センター	1982	○	○
31	山県郡西部	安芸太田町大字穴黒峠	ポックルくろだおアメニティセンター	1992	○	○
32	甲世衛生	世羅町川尻781-11	甲世衛生組合美化センター	1987	○	○
33	甲双衛生	三次市甲奴町梶田1582-1	甲双衛生組合し尿処理場	1990	○	○
34	竹原広域	東広島市安芸津町大字木谷5676	安芸津クリーンセンター	1990	○	○
35	竹原広域	大崎上島町明石869	大崎上島クリーンセンター	1996	○	○
36	竹原広域	竹原市福田町西ヶ迫3891-1	竹原クリーンセンター	1987	○	○
計 36 施設						
(注) 1. 処理方式 「嫌気」嫌気性消化・活性汚泥処理方式, 「好気」好気性消化・活性汚泥処理方式, 「好希釈」好気性処理のうち(旧低二段), 「高負荷」高負荷脱窒素処理方式, 「膜分離」膜分離処理方式, 「焼却」焼却処理方式, 「浄化槽」 2. 施設改廃等 「建設」建設中, 「変無」能力変更なし, 「能変」能力変更あり。						

表 3-8 コミュニティプラント施設及び処理実績等一覧表

施設番号	市町名	所在地	施設名	使用開始年度
1	呉市	呉市音戸町波多見2丁目27-2	竹田浜汚水処理場	1977
2	安芸高田市	安芸高田市甲田町下小原310番地の1	吉田口浄化センター	2006
計 2 施設				
(注) コミュニティプラントとは、廃棄物処理法第6条第1項により定められた市町村の定める一般廃棄物処理計画に従い、				

公称能力 kl/日	年間処理量				処理方式			残さ量 t/年度	残さ処分方法			施設 改廃等	運転 管理体制
	し尿 kl/年度	浄化槽汚泥 kl/年度	有機性廃棄物 t/年度	その他 kl/年度	汚水処理	汚泥処理	資源化 処理		埋立 処分	肥料等	その他		
300	0	44,038	0	0	浄化槽専用	脱水 焼却		187	○			変無	委託
300	33,892	0	0	0	標脱	脱水 焼却		140	○			変無	委託
120	5,800	3,985	0	0	湿式酸化	その他		75	○		○	変無	委託
40	7,301	7,457	0	0	高負荷 膜分離	脱水		411	○	○		変無	直営
10	1,813	1,015	0	0	高負荷 膜分離	焼却		134			○	変無	直営
30	3,380	3,283	0	0	好二段	脱水 焼却		17	○			変無	直営
6	1,153	376	0	0	好気	脱水		80		○		変無	直営
80	10,062	20,053	0	0	嫌気 下水投入	脱水 乾燥		364			○	変無	委託
60	7,546	15,040	0	0	好気 下水投入	脱水 乾燥		273			○	変無	委託
173	43,706	24,831	0	0	高負荷	脱水 乾燥 焼却	堆肥化	259		○	○	変無	直営
60	13,706	12,557	0	0	高負荷	脱水	堆肥化	806		○	○	変無	直営
21	5,354	1,714	0	0	高負荷 膜分離	脱水	堆肥化	4			○	変無	直営
150	12,165	23,956	0	0	嫌気	脱水	メタン発酵 堆肥化	1,186		○		変無	直営
150	12,605	21,872	0	0	標脱	脱水		1,312			○	変無	委託
2	320	143	0	0	好希釈	脱水		1			○	変無	委託
40	5,189	5,201	0	0	好気	脱水	堆肥化	386			○	変無	直営
31	3,113	7,430	0	0	高負荷 膜分離	脱水	堆肥化	429			○	変無	委託
70	9,533	16,945	0	0	嫌気	脱水 乾燥	メタン発酵 堆肥化	128		○		変無	直営
60	7,968	13,429	0	0	標脱	焼却		45	○			変無	直営
60	10,141	21,236	0	0	好気	焼却	堆肥化	182	○	○		変無	直営
50	6,215	8,941	0	0	高負荷 膜分離 焼却	脱水 乾燥 焼却		56			○	変無	一部委託
12	2,050	2,795	0	0	標脱	脱水 乾燥 焼却		6	○			変無	一部委託
12	857	2,376	0	0	好希釈	脱水		28			○	変無	直営
210	22,188	57,989	0	0	高負荷 その他	焼却		95,022	○		○	変無	委託
100	8,863	28,631	0	0	高負荷 膜分離	脱水 乾燥 焼却	堆肥化	174	○			変無	一部委託
50	7,186	10,395	0	0	高負荷 膜分離	焼却		61	○			変無	直営
50	8,003	5,105	0	0	標脱	脱水 乾燥 焼却	堆肥化	151	○			変無	直営
30	1,909	7,609	0	0	好気	脱水		340		○		変無	直営
20	1,201	4,551	0	0	標脱	乾燥	堆肥化	66		○		変無	直営
300	11,809	18,173	0	0	標脱	脱水	堆肥化	1,196			○	変無	委託
27	1,633	4,405	0	0	高負荷 その他	脱水		293			○	変無	直営
35	5,119	13,185	0	0	標脱	焼却		35	○			変無	委託
25	2,935	5,559	0	0	標脱	脱水	堆肥化	269		○		変無	直営
21	2,440	3,652	0	0	高負荷	脱水 乾燥 焼却		7	○			変無	委託
22	3,905	2,151	0	0	高負荷 膜分離	脱水 乾燥 焼却		23	○			変無	直営
50	5,865	10,518	0	0	高負荷	脱水		938			○	変無	委託
2,777	286,925	430,596	0	0				105,084					

希釈ばっ気・活性汚泥処理方式、「好二段」好気性処理のうち二段活性汚泥処理方式、「標脱」標準脱窒素処理方式
浄化槽汚泥専用処理方式、「湿式酸化」湿式酸化・活性汚泥処理方式、「その他」上記に該当しない処理方式。

計画最大汚水量 (m ³ /日)	年間汚水処理量 (m ³ /年)	処理方式	施設改廃等	運転管理 体制	備考
450	65,204	長時間ばっ気	変無	委託	
52	7,749	膜分離	変無	委託	
502	72,953				

市町が設置したし尿処理施設で、し尿と生活雑排水を併せて処理する施設のことをいう。

5 浄化槽

(1) 設置状況

本県における浄化槽の設置基数は、平成20年度末現在、193,558基であり、単独処理浄化槽は114,550基、合併処理浄化槽が79,008基である。浄化槽の設置基数の推移は、表3-9及び図3-5のとおりである。なお、平成20年度は前年度に比べ、単独処理浄化槽は3.2%減、合併処理浄化槽は3.0%増であった。

単独処理浄化槽については、平成12年6月に改正された浄化槽法において、し尿と生活雑排水とあわせて処理するものだけが浄化槽と定義されたことから、新たに設置されることはなく、既設のものが廃止されたり下水道又は合併処理浄化槽に転換することより減少する傾向にある。

一方、合併処理浄化槽については、し尿汲み取りや単独処理浄化槽からの転換により増加傾向にある。なお、平成20年度の浄化槽の新規設置に係る届出は3,821基であった。

総数については、新規設置による増加要因と、下水道転換による減少要因により、最近では、ほぼ横ばいで推移している。

表3-9 浄化槽の設置基数の推移

(単位：基)

年 度	16	17	18	19	20
単独処理浄化槽	125,164	121,483	120,879	118,390	114,550
合併処理浄化槽	62,511	70,840	73,396	76,684	79,008
合 計	187,675	192,323	194,275	195,074	193,558

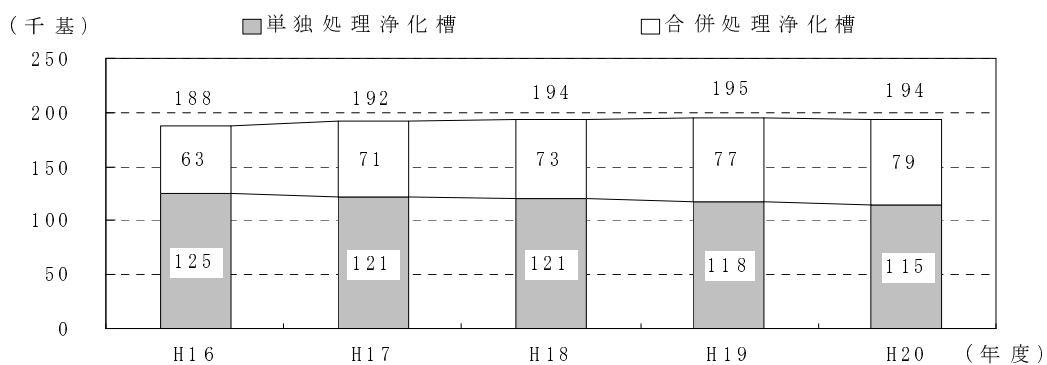


図3-5 浄化槽の設置基数の推移

(ア) 人槽区別の設置基数

人槽区別の浄化槽の設置基数は、表3-10のとおりである。

一般的に、一戸建て住宅では主に10人槽以下のものが設置されており、集合住宅やマンション等では、世帯数に応じた規模の浄化槽が設置されている。また、商業施設や学校、病院、宿泊施設等においては、施設の利用人数や利用形態に応じた規模の浄化槽が設置されている。

なお、浄化槽法に基づき技術管理者を置かなければならないとされている501人槽以上の規模の浄化槽は、県内に343基設置されている。

表3-10 人槽区別浄化槽の設置基数状況

(単位：基)

浄化槽 \ 人 槽	~20	21~500	501~	合 計
単独処理浄化槽	100,053	14,480	17	114,550
合併処理浄化槽	72,399	6,283	326	79,008
合 計	172,452	20,763	343	193,558

(イ) 構造基準別の設置基数

本県における構造基準別浄化槽の設置状況は、表3-11のとおりである。旧構造基準適用の浄化槽は42,298基、新構造基準適用の浄化槽は151,260基である。

表3-11 構造基準別浄化槽の設置状況

構 造 基 準	設置基数 (基)	構 成 比 (%)
旧構造基準適用	42,298	21.9
新構造基準適用	151,260	78.1
合 計	193,558	100.0

(注) 昭和56年6月1日に浄化槽法が全面的に改正され、改正前の浄化槽を旧構造基準適用、改正後を新構造基準適用の浄化槽という。

(ウ) 管轄別の設置基数

管轄別の浄化槽の設置基数の推移は、表3-12のとおりである。

浄化槽法では、浄化槽の設置等に係る指導については都道府県が所管しており、保健所を設置する市の市域については当該市が所管している。また、本県では、浄化槽法に係る権限の市町への移譲を進めており、平成20年度末時点で、14市町が所管することとなった。

表3-12 浄化槽の管轄別設置基数の推移

(単位：基)

年 度 管 轄 機 関	16	17	18	19	20
広島地域事務所	29,791	27,286	27,329	27,620	6,173
芸北地域事務所	8,478	8,664	8,858	4,298	4,355
福山地域事務所	12,387	9,054	9,278	9,434	1,602
備北地域事務所	10,446	3,365	3,544	3,659	3,791
県管轄小計	130,969	121,828	94,560	70,357	15,921
広島市	19,189	18,252	17,164	16,125	15,128
呉市	9,271	9,212	8,947	8,781	8,418
竹原市	—	—	6,848	6,873	6,857
三原市	—	—	—	—	16,684
尾道市	—	—	21,535	22,292	22,237
福山市	28,246	34,748	35,687	35,601	35,286
府中市	—	—	—	—	7,917
三次市	—	8,283	8,520	8,777	9,017
大竹市	—	—	—	—	955
東広島市	—	—	—	20,791	21,503
廿日市市	—	—	—	—	15,101
安芸高田市	—	—	—	4,390	4,491
江田島市	—	—	—	—	4,359
海田町	—	—	—	—	3,145
熊野町	—	—	—	—	1,490
大崎上島町	—	—	1,014	1,087	1,211
世羅町	—	—	—	—	3,838
合計	187,675	192,323	194,275	195,074	193,558

(注) 市町村合併に伴い、次のとおり管轄が変更となった。

- ・平成14年度：旧内海町・新市町区域 … 福山地域事務所 → 福山市
- ・平成15年度：旧下蒲刈町区域 … 呉地域事務所 → 呉市
- ・平成16年度：旧音戸町・倉橋町・蒲刈町・安浦町・川尻町・豊浜町・豊町区域 … 呉地域事務所 → 呉市
旧沼隈町区域 … 福山地域事務所 → 福山市, 旧上下町区域 … 備北地域事務所 → 福山地域事務所
旧大和町区域 … 東広島地域事務所 → 尾三地域事務所
- ・平成17年度：旧湯来町区域 … 広島地域事務所 → 広島市, 旧神辺町区域 … 福山地域事務所 → 福山市

浄化槽の処理方法別、建築用途別、人槽別、市町別、管轄別の設置基数は、IV資料編の資料-表18～表22に示すとおりである。

(2) 法定検査

浄化槽の管理者は、浄化槽が正しく機能しているかを確認するため、浄化槽法に基づき、新しく浄化槽を設置した場合や構造又は規模の変更をした場合は使用開始3ヶ月後から8ヶ月後までの間に、また、その後も毎年1回、水質に関する検査（法定検査）を受けることが義務付けられている。

浄化槽の法定検査の受検率の推移は、表3-13のとおりである。

表3-13 浄化槽の法定検査の受検率の推移

(単位：%)

区 分 \ 年 度	16	17	18	19	20	全 国 (平成19年度)
新設時等検査（7条検査）	94.3	99.0	99.7	99.8	99.9	87.9
定期検査（11条検査）	18.4	19.4	21.2	26.0	35.2	25.7
うち合併処理浄化槽	46.3	50.9	51.7	46.3	51.7	47.0

本県の法定検査の受検状況について、新設時等においてはほとんど受検が行われているが、毎年1回行う定期検査の受検率は、35.2%である。

本県では、受検率の向上のため種々の取組を進めているところであり、受検状況は徐々に改善している。

なお、浄化槽の法定検査については、国全体の状況においても受検率が低いことが問題となっており、浄化槽法が改正され、平成18年2月から法定検査を受検しない者に対する行政の指導権限が強化された。